

総務産業常任委員会会議録（特急反訳）

【速報版】

令和7年3月11日

午前10時 開会

○古谷公俊委員長 皆さん、おはようございます。委員各位におかれましては、御多忙の折、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから総務産業常任委員会を開会いたします。

本日の案件につきましては、本会議におきまして、本常任委員会に付託されました議案第1号「市道路線の認定について」ほか13件につきまして審査をいただくものであり、委員各位におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

なお、本委員会に付託されました議案については、委員会付託事件一覧表として、タブレットに掲載しておりますので、御参照よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に先立ちまして、理事者から挨拶のため発言を求めていますので、許可いたします。

○山本市長 委員長のお許しを得ましたので、総務産業常任委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

古谷委員長、田畑副委員長をはじめ、委員の皆様方には、日頃より市政各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っておりますことに対し、深く敬意を表する次第でございます。

本日の委員会は、さきの本会議で本常任委員会に付託をされました議案第1号をはじめ、議案第4号から議案第13号までの10件、それから議案第17号、議案第18号及び議案第40号までの計14件御審査をお願いするものでございます。何とぞよろしく御審査をいただきまして、御承認賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○古谷公俊委員長 委員及び理事者に申し上げます。質疑及び答弁については、着座にて発言していただきますよう御協力のほうよろしくお願い申し上げます。

これより議案の審査を行いますが、議案の内容につきましては、本会議において既に説明を受けておりますので、これを省略し、質疑から入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○古谷公俊委員長 御異議なしと認めます。よって審査の方法については、提案理由並びに内容の説明を省略し、質疑から入ることに決定いたしました。

それでは、これより議案の審査を行います。

議案第1号「市道路線の認定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありますか。

○大森和夫委員 地図が添付されているので、見せてもらうと、現場を見ていないところもあるんですけども、なんか家が張りついているというような形の地図もありましたので、多分ミニ開発というんですか、一戸建てのお家が幾つか建って、そのつながるところに道路ができた。

開発業者が市道に認定される広さなり、舗装なり、そういう手続をしたものを、泉南市として市道として受けたものというふうなことでいいのか、そういう形での認定路線になっているのか。全部がそうなのか、1つ1つ違っていたらお答え願いたいんですけども。

それと、今言うたようなミニ開発の場合であれば、そのミニ開発される前の土地がどういう形状であったのか、元工場の跡地であったとか、農地であったとか、そういうことをちょっと教えていただきたいと思います。

それと、戸数がどれぐらいの戸数、僕が言うたようなミニ開発であれば、新築の家がどれだけ増えていっているのかということも教えていただきたい。

何でこんなことを聞くかという、1つは、市道が増えていっても、なかなか改修が遅れていると、難しいということで、その辺の、これから財政負担が増えることとか考えると、今の古い道路がなかなか改修できない状況を見れば、こういう増え方というのは、何かしら特別のことを考える必要があるんじゃないかというふうに思うことが1つです。

それから、人口がやっぱり減っていく中で、少子化と言われる中で、新しい家ができていく一方で、空き家が増えていくというか、空き家が埋まらない状況となっている中で、その辺のバランスをどう考え、どう折り合いを付けていけばいいの

かと疑問に思うんですけども、市のほうで考えているところがあればお答えください。

○安達道路課長 それでは、答弁のほうをさせていただきます。

まず、今回認定される7路線につきましては、いずれも開発によってできました道路です。それを帰属していただいたものの認定になります。

開発前の状況ということなのですが、これは農地のものとか、いわゆるもともと宅地とか、ちょっとその辺いろいろとございますので、個別にまた調べさせていただいて、お話しさせていただきます。

あと、戸数です。これが7路線のトータルで73戸の宅地ができるとしております。

あと、空き家等の問題に対しては、これはあくまでも開発で新たに家を建てるということで、当然それに伴って市外からも新たに人が入ってくるということで、これはちょっとまた空き家とは別問題の案件かなというふうには考えております。

以上です。

○大森和夫委員 もともと宅地であったところに、家が建つというのは、これはいいこと、いいことと言ったらおかしいけれども、いいんですけども、農地であるところであれば、農地が、もともと宅地であるところということは、そこが空き家になったりして、人が住まないようになったりしてきたということなので、もうここはいいけれども。

今、空き家が増えていく状況の中で、また新しい家ができていくということになると、いつまでたっても空き家が埋まらないというふうなことに繋がっていくんじゃないかというふうに思うんですよね。

73戸というのは結構多いですよ。年間でどれぐらい空き家が泉南市で増えているかとか、そんなことはつかめていますか。このままバランスをちょっと考えていく必要があるのかなと思うんですよね。

○安達道路課長 すみません、ちょっと今、空き家の担当部署の者がいないので、今のところちょっとお答えは、申し訳ないです。

○大森和夫委員 そうですね、今言いたいのは、市

道の改修がなかなか追いつかないのに市道が増えていくと、また予算が増えていくと、結局老朽化した道路が残されていくんじゃないかと。

それから、空き家が結局は埋まらないと、こういうふうなことに繋がりがかねない、つながっているんじゃないかということなんですけれども、その点について何かお考えがあればお答えください。

○市川都市整備部次長兼都市政策課長 空き家と新設の住宅というお話ですけども、来年度から、この後も出てきますけれども、立地適正化計画というのを策定していこうと思っています。

それは、基本的には現在、委員言われましたように、空き家、空き地というのが都市の中で発生してしまっていて、いわゆるスポンジ化と言われております。

それは、個人の財産なので、なかなか市がどうのこうのというのはできないんですけども、今空き家バンクとかもあるんですけども、その利用状況を見ましても、やっぱりなかなか新しくお家を購入したいという方が、空き家を買うというところがやっぱりなかなか需要と供給というのが全く合っていない状況です。

立地適正化計画というのを策定しますと、居住誘導区域というのを、一応設定することになっていまして、できるだけその居住誘導区域の中に新しい開発等をしていただいて、その中で住んでいただくというふうな仕組みになっていくというふうに考えておりますので、結局空き家が発生するということは、さっきも言いましたけれども、スポンジ化とか、人口密度の低下につながりますので、いろいろな場面で、運営方針にもありましたけれども、持続可能な都市にしていくためには、一定やはりコンパクトに集約していくという方針で、少し来年から検討したいと思っています。

以上です。

○古谷公俊委員長 ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○古谷公俊委員長 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「泉南市海岸保全区域管理条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑ありませんか。

○大森和夫委員 協議会の説明の中で、タルイサザンビーチとその周辺エリアでのイベント、これをたくさん飛躍的に伸ばしていきたいと、そういう中で観光客も増やしていきたいというお話だったんですけれども、飛躍的というふうに、ちょっと具体的に分かりにくいので、どれぐらいのイベントの回数を増やそうというふうに考えておられるのか。

目標ですね。これぐらいのことを考えていて、それで飛躍的というふうに説明したんやというふうな、ちょっと具体的な数字を教えてください。

今、例えばそうしたら、昨年度でイベントが何件あって、その2倍にしたい、3倍にしたいと、ちょっとその数字を上げて説明していただきたいというふうに思います。

それと、今まで府が日常的に管理していたところを、泉南市がするというので、それによって、泉南市の仕事が増えることがないのかという心配もあります。

予算も出ていくんじゃないかという心配もありますので、その日常管理に関わる、例えば掃除なんかの、清掃なんかに関わってくると思うんですけれども、それに関わる費用が計算できていれば、その金額を教えてください。

あと、このイベントが増えるということで、収入の面はどうなるのか、泉南市にとって財政的な収入があるのか、それからロングパークなんかを運営している大和リースを含めたようなお金の流れ、どんなふうなお金の流れになっていくのかについて、お答え願いたいというふうに思います。

あと、協議会の中でも職員さんは、これを新しい条例をつくるということで、それについて職員を増やす予定はないという、仕事が増えなないんじゃないかということをおっしゃっていま

したけれども、事務的にはどうなんですかね。言っていたように、本当に今の現状の人数の中で回るのか、もう一度説明していただきたいというふうに思います。

以上。

○城野プロモーション戦略課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、協議会で飛躍的と私のほうで申し上げたことに関してなんですけれども、タルイサザンビーチに関しまして、令和5年の実績では、年間の占用が19件、占用料が約220万円ございました。

現在、今後の利用数に関して、具体的な予測数値は持ち合わせていないんですけれども、これまで様々な事業者と関わる中で、タルイサザンビーチへの評価として、閑空に近い平坦かつ長大なビーチ、さらに現代的な都市公園に隣接しているといった評価をいただいております。

こういった特徴は、ほかにはない強みであるというふうに考えておりますので、来年度から市に日常的な管理が移管され、泉南ロングパークとの一体的活用がさらに促進されれば、利用実績も確実に増加するものと考えております。

また、日常的な管理が、移管されることに関しまして、実際に作業として発生することなんですけれども、海岸法に基づいて市に移管されるのは、占用及び行為の許可、占用料等の徴収、日常清掃等の表面管理、簡易な補修、不法占有の対応、利用促進がございます。

このうち日常的な表面管理のため、大阪府の今外注している仕様を参考に、約170万円の予算を計上させていただいております。

また、スケジュール管理や事務手続の一部を大和リースに委託するため、条件等について今、協議を行っております。

これら日常的な管理に新たに必要になる経費は、令和5年の実績を基に入ってくる占用料、令和5年実績で約220万円を充当する想定で予算を計上しております。

また、日常的な管理が市に移管されることで、市の職員の事務作業、事務量が増えるのではないかと御指摘がございましたけれども、移管後、市が行うべき事務としては、各種契約手続のほか、

占用申請に係る納付書の発行などであると考えております。

一時に事務が集中するとは想定しておりませんので、職員の負担が急激に増加するとは認識していません。

以上です。

○大森和夫委員 タルイサザンビーチですか、色々な環境面で資源として観光客を呼ぶような条件にあるというふうなのは分かりましたけれども、ですからというて、泉南市が府に代わっているんな業務を受けるから、それで飛躍的に増加するというようなことは、今の説明では分からないですね。

確実に増加するというふうにお話しされたので、飛躍的ということについてはどうなんですか、もうそれはやっぱりちょっと言い過ぎというふうに思われるのか、その辺のところをもう一遍知りたいですね。

というのは、例えばトライハードが幾つかの今度関わる、泉南市とのあれですか、いろんなイベントにはもう関わらないようになるというふうに想定したらいいんですかね。

トライハードは、いろんなことを泉南市のイベントに関わってきましたわね。もうこういうサザンビーチでする以外のものにも関わっていますわね。その影響力というのが多いと思うので、（「全然議論が違うな」の声あり）思うと思うので、（「違うぞ」の声あり）ちょっと質問しているときに、（「間違っている、完全に」の声あり）ちょっと、止めて、こんなんむちゃくちゃや、人が質問しているときに。

○古谷公俊委員長 まあまあ、オッケー、オッケー。

○大森和夫委員 何を言うてもよくないよというのは、田畑委員ですよ。僕が質問しているときに、（「間違っておるわ、その内容が」の声あり）具体的中身も言わんと、間違っているとか、言いたかったら、僕の質問の後に何か言うて、それも間違っているように、間違っても、例えば誰か他人を誹謗するとか、中傷するとかいうことを言うているわけじゃないんやから。（「いやいや、議案と全く違うことを言うてんのや」の声あり）そんなことない。

○古谷公俊委員長 大森委員、もう手短にごめんね。

○大森和夫委員 いや、手短なんかせえへん、そんな手短に、何で僕が手短にしなあかんのか。

○古谷公俊委員長 怒らんでええやん、はいはい。

○大森和夫委員 いや、何で手短にしなあかんのか。

○古谷公俊委員長 ほんなら、長く言うてよ、はよ。

○大森和夫委員 長く言うとか言うていない。手短にするようなことは言われる必要はないということ。

○古谷公俊委員長 怒らんでいいよ。

○大森和夫委員 怒らんでいいって、あのね、委員長、ちゃんと運営して。

○古谷公俊委員長 止めていないやん、だから。

○大森和夫委員 いやいや、田畑委員を止めてと言うている。

○古谷公俊委員長 分かった、分かった。

○大森和夫委員 いや、関係なかったら関係ないでいいですよ。トライハードが、昨日の一般質問の中でもありましたやんか。何やったかな、ミュージックサーカスとか、何とかかんとかの花火に係るようなやつ、あれから撤退するという話、関わってきいへんという話がありましたやんか。

そうなれば、いろんな増えるというふうに、イベントが増えるというふうに言うていたけれども、トライハードの影響というか、いろんなやつがなくなっていけば、イベントが減るのと違うかという心配があるでしょう。

それはもう減らないと言われたら減らないでも構いませんし、大丈夫やというんやったら、具体的に大丈夫やと、代わりにこういう業者が来ますとか、こういうことがあるので大丈夫やと。

でも僕、前見たときには、いろんなのをやっていましたよね。いろんな関わりを持っていましたよね。そういう影響はないのかどうか、ちょっとその辺について。じゃないと、確実に増加するか、飛躍的に増加するみたいなことは言えない。

今、220万円でしょう、占用料が入ってくるのは。それに掃除のお金で170万円出すわけでしょう。だから、この差はもう50万円しかないわけですよ。大和リースにいろんな事務のお願いをするので、件数当たり何件かで、これもまた出費の予定が出てくるわけでしょう。

そんなことも考えると、何かな、限られた財源

でとかというふうに言うとか、稼ぐとか言うているけれども、そういうものに見合うものになるのか、市の職員さんの仕事だけ増えてやね、思ったほど増えへん場合もあるかもしれないので、聞いているわけなんで、ちょっとその辺のことをお答えください。

○伊藤成長戦略室長 まず、飛躍的という表現の関係ですけども、これまで大阪府が管理している状況のときというのは、使用許可が下りた後の情報しか、我々は提供されていなかったというのが多々ありました。

そういった状況の中で、我々がイベントの誘致とかということをしていくときに、計画的な利用促進に、そこに支障を来していたと。

例えば、ビーチスポーツ等で今いろんな取組をしておりますけれども、例えばその大会1つとっても、予選・本選という長期のスパンでの利用状況とかのあっせんというのが、これからはできるんじゃないかなと思っております。

また、それとは別に、大阪府さんは港湾施設としての管理という前提で、こういうことの一種の管理をしておりますけれども、我々としては、これは地域資源としての活用をしたいということで、より自発的なセールスがこれからできるんじゃないかなと思っております。

こういった自発的、計画的なセールスができるという期待感から、担当課長の熱い思いの発言につながったと思っているので、御容赦いただければと思います。

数制的なものというのは、これから頑張っているイベント誘致を、有利な条件の下でできるということで、今後の成果を期待していただければと思います。

また、トライハードのお話がありましたけれども、これまでたくさんの契約を我々はしてきました。ただ、その履行確認の中で、瑕疵等の不具合というのは一切なかったもので、そういった意味では、我々としては優秀なイベンターじゃないかなと思ってます。

また、引き続き大和リースとの提携というのも、トライハードさんはやっておられますので、引き続きロングパークの中でのイベントというのは、

やっていただけるだろうし、またロングパークのためのイベント誘致というのも、大和リースとの契約に基づいてやっていくものだという認識で思っています。

以上です。

○大森和夫委員 何を心配しているかというのと、もう今おっしゃったように、自発的セールスをやっていきますと、頑張っていくと、やっぱりその条件、もちろん地理的条件、環境を生かしてイベントをやっていきますという、その説明は分かるわけですよ。

でも、やっぱり自発的セールスとか頑張っていくというような話を聞くと、今の人数でいけるんだろうかということですよ。幾ら努力しているんなことがあったって、景気の状況とか、それからパンデミックのことがあればあかんように、計画どおりいかないこともあります。

やっぱりそれを考えながらやっていく必要があると思うんですよ。それを考えた場合に、今220万円、府の代わりに掃除するだけで170万円の新しい出費が増えていくわけでしょう。

それを考えると、いや、本当に確実な計画を立ててほしいと、確実なものなのかというふうに思う。確実に増加というふうにおっしゃるけれども、それは、そういう今言うたように、自発的にする、職員の頑張りでもなかったらできるかどうか分かれへんし、いろんな状況で変わるかもしれないということを見ればね、大変ちょっと心配な部分もあるわけですよ。

あと、トライハードさんが今言うていた優秀なイベンターというふうに言うことは間違いないと思うんですね。僕もどこかで聞いたけれども、やっぱりトライハードさんが来てくれることで、サザンビーチやロングパークの経営がうまくいくというようなことが、なんか議会でも言われたような覚えがありますので。

ただ、今、裁判されていますよね、泉南市を相手にね。そこまでこじれてくると、伊藤室長がおっしゃったように、ずっと来てくれるかということについては、どうなのかと。一番メインだったミュージックサーカスとかいうのは、来年度か、来ないわけでしょう。

それを思うと、確実にほかの幾つかの、今までどおり、それ以外のところがあるという確定というか、確信というのはあるんですかね。ちょっとその辺についても、お答えを。

○伊藤成長戦略室長 まず事務量のことなんですけれども、僕たちの部署は、もう既にいろんなセーブルスをさせていただいています。先ほど答弁させてもらったように、より自発的に、計画的にビーチの利用状況等を勘案した上で、相手側にアプローチできるということで、それがより効果的になるんじゃないかなと思っております。

なので、仕事量に関しては、例えば維持管理のほうの外部委託の当初の契約手続等というのは発生しておりますけれども、それ以外の主な部分に関しては、既に我々は取り組んでおりますので、極端に事務量が増えるということにはならないと思います。

また、170万円の負担が発生するんですけれども、本来、今年度のベースですけれども、大阪府さんのほうの占用料収入は200万円を超えておりますので、単純な比較だけでも、プラスのほうになるかと思っております。

また、トライハードの件ですけれども、イベント誘致に関して、我々トライハードさんに限らず、ほかのイベントというのを誘致しております。

このゴールドデンウイークのほうにも、大きな音楽フェスもありますし、これまでも大きなイベントというのを誘致してきたという実績もあります。

それを引き続いてやっていきたいということと、併せてトライハードさんのほうにも、ロングパークとの契約をしておりますので、引き続きこれまでどおりのイベントとかの実施や誘致をやっていたきたいなというふうには思っております。

以上です。

○谷藤麻由奈委員 よろしく願いいたします。

本条例では、泉南市が海岸の保全区域の日常管理を担うこととなりますけれども、このごみの管理についても、当然市の責任において適切に行われると認識しておりますが、海岸には、この不法投棄とかポイ捨てといった問題が発生する可能性があります。

その条例の中で、これらの行為に対する罰則規

定なんかは、設けられているんでしょうかね。その点について、ちょっとお聞かせください。

○城野プロモーション戦略課長 それでは、不法投棄に関する罰則規定なんですけど、本条例の中では罰則規定というのは特に定めておりません。ただ、日常清掃等によって発生するごみに関しましては、先ほど申しましたように、外注を前提に、市のほうで委託を行っていく予定です。

また、海岸法の中で、大量の漂着物であるとか、通常の管理による処理が困難なものの処理は、引き続き大阪府知事の法定受託事務とされておりますので、そちらのほうで適切に管理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○谷藤麻由奈委員 では、新たに罰則規定を設けるといったお考えとかは、今のところないということでしょうか。

○城野プロモーション戦略課長 今のところはございません。

○谷藤麻由奈委員 やっぱ不法投棄を防ぐために、罰則だけではなくて、まだ罰則規定がないということなんですけれども、監視体制とか、啓発活動も、今後インバウンド客が多く見込まれるということと、万博も控えているということもありますので、こういった啓発活動がすごく重要なことというふうにも考えます。

今、サザンビーチ周辺の環境保全のために、監視カメラの設置でありますとか、パトロールの強化とか、そういった地域住民とか観光客への啓発活動を、どのように進めていくお考えでしょうか、その点についてお聞かせください。

○城野プロモーション戦略課長 今、御指摘いただきました環境保全に関する啓発活動なんですけれども、日常的管理が移管された後に、市のほう、また大和リースさんのほうでも、そういった啓発のウェブサイト等は作成する方向で、今調整しておりますので、その辺りで情報発信というところを行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○河部 優委員 ちょっと確認をしたいんですけれども、この条例がつくられることによって、昨年5年ぶりに開催された海水浴場なんか、サザン

ビーチで行われるんですけども、海水浴場は管理者は泉南市で、これまでであれば、昨年は大和リース、その土地を今運営している大和リース、そして海水浴場なんかは泉南スポーツコミッション協会やったかな、なんかそういう団体がいたりとか、あるいは樽井漁協なんかも関わって、海水浴場の運営に協力していたと思うんですけども、その辺の今年からこの条例ができることによって、新年度からは、その海水浴場の運営なんかは、ちょっとどういうふうになっていくのか、教えていただきたいと思います。

○城野プロモーション戦略課長 それでは、海水浴場に関してなんですけれども、タリイサザンビーチの日常的管理が市に移管されたのと、また別の事項の話になるのかなと思うんですが、来年度も引き続き、今御披歴のありました大和リースさん、泉南スポーツコミッションさん、そして樽井漁組さんのほうに、りんくう南浜海水浴場実行委員会というのを組織していただいて、そちらへの業務委託という形で、海水浴場を開設していきたいというふうに考えております。

以上です。

○河部 優委員 だから、この条例ができることによって、何かが変わるということはないということでもいいんでしょうか。それをもう一度確認したいと思います。

それと、占用料を取っていくということで、例えば夏なんか特に、サザンビーチを使ってビーチサッカー大会とか、そういう民間のスポーツ大会なんか開催されていると思うんですけども、そういう団体から占用料を取っていくとか、そういう話になるんでしょうか。

○城野プロモーション戦略課長 まず、海水浴場の開設に関しましては、今年度と来年度の変化はございません。

また、占用料に関しましては、今おっしゃっていただいたとおり、ビーチスポーツの大会団体等から占用料を頂くと、徴収するという形になります。

以上です。

○河部 優委員 もう3回目なんで最後にしますけれども、例えばそれをやることによって、今まで

はちょっとどうだったのか、分かんないんですけども、そういう占用料を取っていくことによって、お金を取られるんやったら、もうスポーツ大会をやめておこうとか、これまであったものがなくなっていくとか、そういうことは特に心配ないということでもいいんでしょうか。それだけ最後確認したいと思います。

○伊藤成長戦略室長 まず、占用料の関係ですけども、これまでどおり大阪府さんの条例の定められた料金と同等、同じ金額にしておりますので、我々が管理することによって負担増ということにはならないかなと思っています。

また、海水浴は同じ方法なんですけれども、泉南市のほうで占用許可を出すということで、例えば海水浴の期間中にイベントの共存という、きめ細やかな対応もできるんじゃないかなと思っておりますので、そういった面でこれまで以上の成果を得られる可能性が高くなったんじゃないかなと考えています。

以上です。

○堀口和弘委員 ちょっと何点かお伺いしたいんですけども、まず1点目に、土石採取料についての積算根拠をお知らせいただきたい。えらい安いかなというふうな印象はあるんですけども、ちょっとその辺の積算根拠を教えてください。

それから、先ほど谷藤議員のほうからも質問がありました不法投棄なんですけれども、これはその解釈によっては罰則、廃棄物処理法に係る罰則がかかるのか、例えば市有地であれば罰則、違う条文が適用されてというところがあるかと思うんですけども、この25条、32条が該当するのか、5条が該当するのか。ちょっとその辺、もし分かるようでしたらお答えください。

○城野プロモーション戦略課長 まず、私のほうから、土砂採取料に関してなんですけれども、こちらは、現行の大阪府の条例に基づいているという根拠で積算、金額を定めております。

以上です。

○伊藤成長戦略室長 廃棄物等の関係なんですけれども、御指摘のとおり廃棄物処理法であったり、大阪府などの環境循環形成条例の中で、個人の罰則等というのを設けておる規定がございますので、

そちらに適用する場合は、府さんのほうの所管の中で、罰則規定というのがあるかと思っております。

以上です。

○堀口和弘委員 さっきないという話をしてはったから、ちょっと、いや、ないのかなと思ってちょっと確認させてもらうんですけども、土砂採取料、これは規定ではこんなやね。普通に多分購入するともっと高いのと違うかなと思うんですけども、これは採取されるケースというのは、何らか想定されるものはあるんですか。

○城野プロモーション戦略課長 大阪府の条例に基づいて今回の条例を提案させていただいている条例で、土石採取料というのは定めておりますけれども、人工海浜であるタライサザンビーチでは、今まで実績はございません。

以上です。

○堀口和弘委員 一応定められているということやけれども、実際に砂を何年かに1回入れていますよね。たしか砂どめが、沖合の何百メートルか先にあつてとかというところで、その部分の例えば、何ていうんですかね。その砂を購入する費用と、この採取料の部分と見合っているのかどうかというのが、ちょっと若干気になったんですけども、ちょっと改めてそこだけ答えていただいているんですか。

○城野プロモーション戦略課長 砂を購入というご発言がございましたけれども、機能保全のための砂押しでありますとか、砂の新たな補填というのは、引き続き大阪府さんのほうで負担していただきますので、市の負担ということにはなりません。

以上です。

○田畑 仁副委員長 河部委員がほとんど触ってくれたんであれなんですけれども、こういう議案というのは非常に前向きで、市にとってはええことやと思います。こういう、今みんな多忙の中でこういうことはもう前向きにビジョンを抱えてやっていこうというのは、今の泉南市にとってはすばらしい。

ただ、1つだけもったいないのは、しがらみを断ち切らんと、こういう前向きな議論というのはそのしがらみが足かせになる。僕、一般質問で言

うたとおり、樽井の漁業組合が泉南市を度外視して勝手に合併論を進めていく。

その樽井の漁業組合が海水浴場の泉南スポーツコミッションと組んで、海水浴場の運営に携わる。ここできがらみがまだ解けていないわけね。

僕、昨年度の海水浴場は、暑さで非常にしにくかったと思うけれども、様々な議論をさせてもらったけれども、全く響かん太鼓、あんな後ろ向きな団体に、今泉南市がやろうと、前向きな議論をやっているというて、あんな後ろ向きな団体が海水浴場の足かせになるよ。

もうここで一旦フラットで、ゼロベースに戻して、今泉南市がこうやってイベント、いろんなところから集めて活性化で土地の使用料、占用料も全部ひっくるめて前向きな議論をやっているというのであれば、海水浴場も1つのメインとして、目玉としておくべきやと思うんですよ。

だけど、あの団体じゃ無理。そして樽井の漁業組合が、そのまだしがらみに泉南市が気い使っているぐらいじゃ話になりませんから。

だから、私が言うているように、そのしがらみを解いてからこの前向きな議論をしないと、結局今トライハードや夢花火等々でも、いろんな、いろんなことがあるわけよ、漁業組合の絡みで。

そういうしがらみを断ち切っていない中で、泉南市が前向きな議論をしているのは非常にもったいない。だけど、付随している質問になるけれども、あの海水浴場を、さらに泉南市の目玉に持っていこうと思うのであれば、あの団体じゃ無理だ。

○古谷公俊委員長 ちょっと答えにくいな。ごめん、答えられる範囲で答えて、もう。

○城野プロモーション戦略課長 我々としては、引き続き様々な御意見ございますけれども、引き続き海水浴場の開設に関しましては、ロングパークを運営している大和リースさん、スポーツツーリズム等を手がけておられる泉南スポーツコミッションさん、そして樽井の漁組さんに実行委員会を組織していただいて、開設を委託したいというふうに考えております。

以上です。

○古谷公俊委員長 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○大森和夫委員 前向きに取り組んでいただいているのはよく分かるんですけども、反対の討論をさせていただきます。

反対の理由は、やっぱりこういう計画というのは、農業公園もありましたし、それから土地開発公社もありましたけれども、やっぱり将来を見込んで、それから確実にプラス・マイナスを考えながらやっぱりやっていかないと、後で大変なことになるというふうに思います。

農業公園どっちかという、ここは泉南市がお金を出すということはないんですけども、職員さんの負担のこととか、それから、地球温暖化が進んできて、サザンビーチとかでするような行事の中で、やっぱり熱中症対策なんかでできないときが出てくるんじゃないかと思います。

今言いましたような、パンデミックが起こったりとかしたときとか、それからイベント、優秀なイベントがこれから引き続きずっと応援してもらえるかどうかという確実な状況がない中で、やっぱりそういうふうなことを考えれば、もう少し実績積んで本当に飛躍的に増えるというふうな状況が見える中であれば、ぜひ賛成もしたいというふうに思いますけれども、今の状況で言えば、やっぱりいろんな不安定要素を抱えながら、これを踏み出して、結局職員さんの負担が増える。泉南市の負担が増える、占用料が思ったようなほど入らない場合とか、になってくる可能性も否定できません。

やっぱりこの部分は賛成できないと。一生懸命前向きに取り組んでもらうて申し訳ないんですけども、そういうことで反対させていただきます。

○古谷公俊委員長 ほかにございませんか。——
—以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古谷公俊委員長 起立多数であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号「南部大阪都市計画幡代三丁目地区地区計画の区域内における建築物及

び緑化率の制限に関する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○大森和夫委員 この計画は、たしか都市計画審議会のときに府からのいろんな指導なんかがあって、府のほうは認定しないというような話もあったかと思うんですけども、ちょっとそのような経過があれば、都計審から流れをずっと教えていただきたいというふうに思います。

こういう条例というのは、もうどういう業者が来るというのが、都計審の段階で分かっている。それには見合った形でつくっていくということになるもんだと思うんですけども、実際この幡代三丁目に出てくる業者が、どういう業者であるのかということ、教えてもらいたい。

あと、緑化率なんかは、やっぱり地球温暖化のこととか考えれば、それからCO2回収のこととか考えれば、高くしてほしいんですけども、この計画、この条例の中ではどういうふうになっているのか、お答えください。

○市川都市整備部次長兼都市政策課長 まず、都市計画審議会からの流れでございます。

都市計画審議会は、昨年12月26日に開催いたしました。その際に、この地区計画の決定を定める前に、大阪府さんと協議を行います。

協議の際に、大阪府さんから、この計画決定後の農地の転用に関する手続について御意見がありまして、それに意見を付して協議の結果をお伝えいただいたということです。

大阪府さんから意見があった場合は、都市計画審議会にお披露目して、市の考え方を説明するということがルールになっていますので、そういうことで説明させていただきました。

その中で、農地転用の手法について適法に行いなさいというふうな指導が、要約しますと、そういうことだったので、現在、年明けから事業者と泉南市、我々と共に、大阪府さんのほうと協議をいたしまして、現在、農地法の特例措置を取れるように計画を今定めているところです。

おおむね1週間に1回ぐらい事業者さんと一緒に計画をつくっている状況で、簡単な素案といえますか、第1の素案につきましては、大阪府さんのほうに一応提出しているというふうに聞いてい

ます。ですから、その特例に基づいた形での許可を取得すべく、現在進めているところでございます。

それから、こちらの地区計画につきましては、都市計画提案制度に基づいた計画になってございまして、提案者はこちらに進出を予定しております株式会社コメリさんのほうから提案がありました。

提案から1年以上、もっとたっているんですけども、御相談から入れると2年以上たっているという形なんですけれども、コメリさんのほうが、泉南にもコメリさんがあるんですけども、大型店がパワーコメリというお店を、コメリさんが仕組みといたしますか、セットといたしますか、いろんな形のタイプの店舗をお持ちで、結構大型店を出したいという御相談があったので、大阪ではパワー店というのは初出店ということで聞いています。

こちらにも書いていますけれども、1万平方メートルを床面積で超えますと、様々な規制がかかりますので、1万平方メートル以内の大型店というのが、幾つかのコメリさんが持っているパターンの中の1つぐらいですかね。

岩出にパワーのその1万平米程度の店があるというふうに聞いていますので、その程度のお店を出されるというふうに聞いています。

コメリさんは、半分はホームセンターなんですけれども、結構農業に特化した資材とか、そういうことをされている事業者さんでございまして、なかなか大阪には出てこなかったんですけども、泉南のほうで1つ造ってみようということで、様々な御提案と御努力をさせていただいて、今日に至っているところでございます。

緑化率につきましては、今回20%ということにさせていただきます。泉南市の運用基準でも一応20%、大阪府のガイドラインでも一応20%ということになっています。

都市緑地法上の上限というのが25%というのがあるんですけども、土地を借りたり、買われたりしたりで20%を緑地にするというのは、やはり結構事業者にとっては相当な負担になるということで、様々な工夫をして、もともと農地でしたので、農地を転用するわけですから、最低でもやは

り20%というのは平面にとるか、垂直にとるか、立体にとるか、いろいろ検討しながら、最低20%は取っていただくということで、今回の条例にもありますけれども、必ず取っていただくということを、条例の中でも定めて、実効性を担保しているというところでございます。

以上です。

○大森和夫委員 緑化率は、ちゃんと上限のそういう範囲で頑張っているということをおっしゃったけれども、事業者にとって、それ以上すると大変なことになるとおっしゃったけれども、これから本当に地球環境のこととかを考えていけば、多分事業者のことよりも、地球環境のこととかいうことが優先されるような時代も来るかと思うので、そんなところも注意しながら、緑化率というのは考えてもらったというふうに思いますので、これも別に質問じゃないので、以上終わります。

○田畑 仁副委員長 これは本当になんか簡単に皆思っているんか知らんけれども、これ特例措置のやり方がなかったら、このプロジェクトもおじゃんになっている可能性があるわけでしょう、要は。大阪府がその1筆なんか、2筆なんか、1種なんか2種なんか言うて、今頃おまえ何言うてんねんという話やろう。

これは、大阪府もまあまあいい加減じゃないか。これは後からごちゃごちゃ言うてきて、あかんようになったら、こんなすばらしい開発が止まってしまうという。

今はその特例措置によって、何ていうのか、進み出しているけれども、これは止められたら何のこっちゃねんというような、この辺の大阪府との本当にやり取りというのは、どんなんやったんかなというのを聞きたいね。

○山本市長 この間、この幡地域に関しての開発に関しては、大阪府とやり取りを再三にわたってしてまいりました。

私は、口で話すというよりも、むしろ都市計画審議会でお配りした資料というのは共有できますか、これとこれですね。

都市計画審議会でお配りした資料の中にも、経過といたしますか、大阪府と泉南市のやり取りというものが記載されていますので、それをまた改め

て委員長に許可をいただけましたら、皆さんに共有させていただきたいというふうに思います。

○古谷公俊委員長 はい。

ほかに。———ないですね。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。———ないですね。

討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○古谷公俊委員長 御異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑ありませんか。

○河部 優委員 今回3つ、附属機関の組織を設置するんですけれども、そのうちの1つの地域公共交通協議会ですか。これについては代表質問とか、一般質問等でも、泉南市の公共交通の在り方とか、あるいは免許証を返納して、なかなか出かけることも困難な方々の話も出ていたと思うんですけれども、この間のやはりそうした泉南市が抱える公共交通といいますか、そういうことも含めて、改めて計画をやっぱりつくっていくという前提で、こういうものを設置されていると思いますけれども、それでいいのかどうか、確認をしたいと思います。

それと、同時に配付されております規則を見ますと、組織として、委員としては20人以内を組織するという事になっているんですけれども、それは、学識経験者をはじめ、国であるとか、大阪府であるとか、様々な委員さんが入っています。

そうした泉南市全体の抱える課題を含めた公共交通の在り方を、計画としてつくっていくということであれば、当然そうした免許証を返納された方であるとか、あるいは障害をお持ちの方であるとか、様々な困難を抱えた方々もやっぱり委員として入って、様々な議論をして、いい計画をつく

っていくというふうになるんだろうと思います。

その辺の委員構成なんかも、現在どんなメンバーに入ってもらおうということがあれば、確認をしたいと思います。

○大谷市民生活環境部次長兼環境整備課長 それでは、ただいまの御質問に対しまして、御説明申し上げます。

まず1つは、令和2年11月に改正されました地域公共交通活性化及び再生化法の施行によりまして、地方公共団体による地域公共交通計画の作成が努力義務化され、原則としまして、全ての地方公共団体が協議会方式等で、地域公共交通計画を策定することになってございます。

今回これに伴いまして、泉南市地域公共交通協議会を設立するというのが1つです。

それと、河部委員のほうからも御指摘ございましたように、望ましい泉南市の地域公共交通の姿を把握しまして、そして計画を策定していくというふうな形になってございます。

3点目は、令和9年4月に、コミュニティバスのダイヤ改正がございます。その関係も含めまして、総合的に地域公共計画を策定していくというふうになってございます。

それと、委員の構成につきましては、御説明いただきましたとおり、規則のほうで定めておるんですけれども、やはり高齢者等々、障害者もいらっしゃるし、様々な方がいらっしゃいますので、まず、区長連絡協議会の中から出いただく予定をさせていただきます。

それと、市職員でも、やはり横の連携が必要であると思いますので、長寿社会推進課であるとか、あるいは子育てのほうのメンバーも入れるというふうな形になってございます。

以上でございます。

○河部 優委員 ありがとうございます。委員の構成のメンバーについては、今お答えいただきましたけれども、例えば免許証返納した高齢の方々であるとか、障害をお持ちの方であるとかもひっくるめて、区長連絡協議会のほうから入ってもらうというふうにお答えになったのか。

いや、それとは別に、そうした当事者団体の方、市内で活動されている団体の方、それぞれの方々

も含めて代表として入っていただくというふうにお答えになったのか、もう一度確認したいと思います。

それと、現在泉南市はコミバスも走っておりますけれども、そうしたコミバス運営事業者であるとか、様々な泉南市内で、ここに載っている一般旅客自動車運送事業者とか、そういう方もメンバーに入ってもらいますと書いています。

例えば、運送と言うんですか、宅配というのか、何ていうのか、荷物を宅配で届ける事業者さんとかも、泉南市内では事業所を置いて公共道路を使って配送していると思うんですけれども、そういうところの事業者さんとかも、一定委員としては入ってもらう予定があるのかどうか、確認をしたいと思います。

○大谷市民生活環境部次長兼環境整備課長 それでは、ただいまの御質問に対しまして御説明申し上げます。

まず1つ目ですけれども、区長連絡協議会の方々の年齢も、随分と高齢化してございます。そしてまた、中には免許を返納されている方もいらっしゃると思いますので、そういう意味で、広くいろんな観点から御意見を頂戴できるだろうということで、区長連絡協議会というふうなことを述べさせていただきました。

それと、このメンバーの中の一般旅客自動車運送事業者ですけれども、これについては、宅配の協会については入ってございません。

例えば、運営事業者である南海ウイングバスであったり、タクシー、これは大阪タクシー協会のほうから推薦された役員というか、代表者の方に出いただく予定で考えてございます。

それと、南海ウイングのほうで、私どものほうは運営してもらっているんですけれども、労働組合の方であるとか、そういう方々が入るであろうというふうに考えてございます。

それと、宅配のほうは、実際費用を取って、お客様を運送していないという観点から、外れているということでございます。

以上です。

○河部 優委員 もう3回目なんで最後にしますけれども、最初の質問で、区長連絡協議会に入っ

いただくのはええとは思いますが、その中で全てカバーできるというのは、ちょっとやっぱり違うんじゃないかというふうに思いますよ。

やっぱりそれぞれで、この泉南市にお住まいの方で、障害を持っていて活動されている、そうした自分たちの立場に立って、様々な施策を見直してほしいということで、活動している団体も当然おられると思います。

高齢者であれば、例えば泉南市の老人クラブという協議会もあると思うので、その代表も入ってもらおうとか、何でもかんでも区長連絡協議会一本で絞ってしまうというのは、私は泉南市の悪い癖だなというふうに思いますので、その辺は一定やっぱり様々なお考えで活動されている団体に入っていて、より良い泉南市の公共交通を考えていく計画をつくっていただきたいなというふうに思いますので、改めてそれを意見として申し上げておきたいと思ひますし、見解を改めてお聞きしたいと思います。

それと、宅配業者が入っていないという話もございましたけれども、泉南市内に様々な宅配業者が、トラックあるいはワゴンに乗って荷物を配達して、それは泉南市民がより良い生活をするために、今もう、何ていうんか、オンラインで物を買って届けてもらうという仕組みは、これはやっぱり公共交通、道路網も含めてしっかり整備されていないと、そうしたものがなかなか進まないということもあります。

毎年、市長のほうにも要望活動をされている団体からも、やっぱりそうした意見も出ていますので、ぜひそうした事業者も委員として入っていて、様々な観点で議論して、やはりいいものをつくっていくという意味でいけば、様々なところの御意見を聞きながらつくっていくということが、一番望ましいんじゃないかと思ひますので、ぜひそうした団体も入れていただければいいんじゃないかと思ひますけれども、改めて御見解をお聞きしたいと思います。

○大谷市民生活環境部次長兼環境整備課長 ただいまいただきました御意見を参考に、人選してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○山本市長 既に国交省のほうで、いわゆるこういった地域公共交通の協議会を開くに当たってのマニュアルというものが存在をしております。それに沿って基本的には各自治体が、それぞれの協議会を構成されていくわけで、その自治体によっても色が多少変わってくるのもあるかと思えます。

泉佐野市であれば、いわゆる市民代表というよりは、どちらかという町会連合会とか、長生会連合会の代表の方です。

貝塚市であれば、同じように町会連合会の会長であったりとか、こちらは障害者児団体連絡会の会長さんです。

岬町でいきますと、住民代表の方が1名、あとは自治区長会会長、それから身体障害者の相談員という、いわゆる専門という立場で入られている方がいらっしゃいます。

自治体によっても違うわけですが、人数というのは、大体大枠としてほぼほぼどの自治体も近隣は似たり寄ったりかなというところがありますので、そこを総合的に勘案する中で、委員の構成はしていかなければいけないかなと思います。

一方で、じゃ地域住民の方々の意見をそれだけで反映できるかと言われれば、そうではないと思います。その辺りを、まさに令和7年度に関しましては、これだけの方法ではない方法で、ワークショップ等も含めて、意見をしっかりと聞いていくという姿勢を市として持ってまいりたいというふうに考えてございます。

○大森和夫委員 地域公共交通協議会ですけども、今も議論があったように、やっぱりいろんな意見が聞けるように、出せるようにしてほしいというふうに思うんですね。

さわやかバスのダイヤについても議論になるというふうにおっしゃっていたので、さわやかバスについては、やっぱり乗降客も増えて、バスの増車なんかをやっぱり要望する声があると。

それから、オンデマンドバス、オンデマンドタクシー、これも利用された方の中では、とても利用しやすかったという声も上がっています。

でも、今、議会を通じての質疑は、さわやかバスの増車なんて、限られた財源の中でできるかと。オンデマンドバスなんて採算なんか合うもんじゃ

ないというふうな話が、もう口を酸っぱくしてと言うぐらい言われています。

やっぱりこういうことも、さわやかバスの増車についても、やっぱり議論ができるような雰囲気というか、そういう意見もやっぱり尊重してもらおうような、そういう会にしてほしいので、その辺についてどう考えておられるのか。

それと、民間提案制度審査委員会ですけども、具体的に、民間提案制度による事業の選定及びモニタリングに関する事項というふうに書かれているんですけども、ちょっと具体的にもう少し市民目線の、市民の言葉でちょっと説明してもらえますかね。

それと、立地適正化計画ですけども、これがどんなものであるのか、説明してください。

○大谷市民生活環境部次長兼環境整備課長 それでは、私のほうから公共交通に関する御質問に対しまして御説明申し上げます。

まず、さわやかバスについては、令和4年度から5年度にかけては、年間1万人増、そしてまた令和5年度から6年度に向けて、今の見込みですけども、約1万人ぐらい増えていこうとしております。当然ながら、利用形態も変わってきていると存じております。

ですので、その辺、先ほど市長のほうからも答弁させていただきましたが、ワークショップの中で、様々な意見がお聞きできるのかなと。

そしてまた、ワークショップに先立って、アンケート調査を実施しますので、その中でも皆さんのニーズを把握できると思います。

それらのニーズを把握して、より良い公共交通になるよう計画をつくってまいりたいと考えております。

以上です。

○西本連携戦略課長兼プロモーション戦略課参事 私のほうからは、民間提案制度審査委員会について御答弁申し上げます。

この制度について、具体的に分かりやすくということですが。

まず、この制度につきましては、去年8月に、本常任委員会の協議会で御説明させていただきました泉南市公民連携推進によるまちづくり基本方

針、こちらを今年度策定しまして、その中核となる仕組みとして、この民間提案制度を来年度施行する予定としております。

この制度ですけれども、まず、パターンとしては3つぐらいあるかと考えています。今、市がやっている既存事業、これを今やっているやり方にデジタルを入れたら、こう変わりますと。

じゃ、今これだけの予算が上がっているんですけれども、この仕組みに入れ替えることで安くもなるし、職員負担も減るし、効率化が図れます、また市民のサービスの向上にもつながりますと、こういった提案を事業者のほうからいただいて、市で審査して、じゃよければ、それをちょっと導入に向けて検討しましょうかというような考え方です。

あともう1つが、新しい社会課題に対する提案ということで、市としてこれから課題に取り組んでいかなければならないという事案があって、市がまだなかなか取り組めていないという状況で、民間さんから、こういったことで公民連携で一緒に課題解決しませんかと、それを一緒にすることによって、行政だけがその課題解決に取り組むよりも、費用負担であるとか、人的負担も減るというところで、じゃ一緒にやりましょうかというような流れになるかと思えます。

あともう1つが、遊休資産の利活用というところで、廃校であるとか、廃園舎が本市にもありますし、遊休地等、こういったところを民間さんが利活用、公共性のある事業をするのに使いたいの、使わせてくださいと、そういったことを提案していただけるというような、そういった仕組みの制度になっています。

これを行政の窓口1つで受けるんじゃなくて、きちんとこういった審査会で審査していただいて、取り入れていくというふうな仕組みを考えております。

○市川都市整備部次長兼都市政策課長 立地適正化計画ということでございます。

なかなか簡単には説明しづらいところがございますけれども、人口が減少してきたこの社会で、どのように持続可能な都市づくりを進めていくかというために、策定するものでございます。

通常、今年度末に都市計画マスタープランが完成する予定なんですけれども、よく言われている言い方をしますと、都市計画マスタープランの高度化版というふうに言われています。

もう少し人口とか、まちの醸成を図って、より綿密に計画をつくりまして、居住とか、医療、福祉、それから商業、公共交通、様々な都市機能を一体的に検討して、今後この立地適正化計画というのは、都市再生特別措置法に基づくものになってございますので、今後泉南市の再生に向けて、どのようなまちづくりが望ましいかというのを検討していくということになってまいります。

広範囲な医療、福祉も含めて、公共交通も含めて広範囲な観点からつくっていくというふうな計画になります。

以上でございます。

○大森和夫委員 いろんな困難が、今、泉南市の中にもたくさんあって、市民の要望もたくさんある中で、これを解決していこうと思えば、泉南市としては説明責任を尽くしながら、市民の人にも協働で、やっぱり知恵を出してもらおうと、こういう形はええと思えます。

ただ、もう今市民の方から言われるのは、もう二言目には、限られた財源でとかいうようなことが言われると、何やねんというふうになりますので、例えば要望を丁寧に聞いてもらって、その結果として、限られた財源の中では、これから難しいというふうなことになる場合もあります。

そういう中で、これを解決していこうと思ったら、皆さんの提案、こういう形で提案していただければというような形に、ぜひしてもらわないと、もう限られた財源なんて言うと、もう市民の方も何やという話が、今もうたくさん聞きます。

ぜひその辺のところは注意をしながらやっていて、こういう制度を、本当に実になるものにしてほしいと思えます。

特別、答弁は求めませんけれども、適当に何かあればお答えください。

○古谷公俊委員長 ほかにないですね。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。
———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○古谷公俊委員長 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑ありませんか。

○大森和夫委員 この条例に関わる刑法の改正のちょっと趣旨とかいうのを教えてほしいと思います。懲役刑及び禁錮刑が廃止されたと、一本化したと。どういう理由で一本化して廃止したのか、簡単に説明してください。

○守行総務課長 まず、自由刑の単一化ということで、懲役及び禁錮を新たな自由刑、いわゆる拘禁刑として単一化したということで、こちらにつきましては、各受刑者の特性に応じ、その改善更生及び再発防止を図るために、より柔軟な処遇の実施を行うということとなっております。

主なところと言いますと、この柔軟な処遇の実施というのは、基本は刑務作業をどうするかというところが主なところになっておりまして、懲役刑の場合は、今まで刑務作業というのは義務化になっております。

禁錮刑の方につきましては、刑務作業が任意ということで、禁錮刑の方、受刑者数というのは元々少ないんですけれども、刑務作業が任意でありながら、刑務作業を行いたいというような、刑務作業を選択する方が多いということがあります。

ですので、懲役刑、禁錮刑が実質的に刑務作業につきましては、実質的にあまり変わらないというようなことがありますので、刑務作業の義務をなくしまして、受刑者の特性に応じて社会教育や矯正教育などを実施するというところで、受刑者の再発防止につなげるという目的ということとなっております。

以上でございます。

○古谷公俊委員長 ほかにないですね。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○古谷公俊委員長 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし質疑を行います。質疑はありませんか。

○河部 優委員 今回この議案第8号も含めて、職員さんの処遇であるとか、あるいは給料等に関する条例が提案をされているわけですがけれども、総じて、もうお聞きをしますけれども、一定、関係団体でこの間協議をして合意を踏まえ、合意をした上で議案等も出されているのかなと思うんですけれども、改めてその辺について確認をしておきたいなと思います。

○北野秘書人事課長 関係団体の組合のほうとも、数回にわたって協議を行いまして、一応合意は得られている状態であります。

以上でございます。

○大森和夫委員 この趣旨というのは、やっぱりあれですかね、子育て世代が働きやすい環境をつくるということを目的にしたものか、ほかに目的があれば教えてください。

○北野秘書人事課長 委員おっしゃるとおり、そのとおりでございまして、あと、仕事と生活の両立を支援するということと、ちょっと何ていうんですか、ウェルビーイングというんですか、ウェルビーイングの実現に向けた環境整備というところも踏まえてのことでございます。

以上でございます。

○工藤智恵子委員 ちょっとすみません、質問させていただきたいんですけれども、今回の人事院勧告の内容というのが、残業をすることを断れるのは、一応小学校就学の始期に達するまでの子であって、もう1つあったと思うんですけれども、看護休暇に関しては、小学校3年生までというふう

な決まりがあったと思うんです。

この条例の中の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」というふうに書かれてあるんですけども、だから、勤務時間に関しては、残業を断れるのが、小学校就学の始期に達するまでの子であり、休暇の申請に関するものは、小学校3年生までいけるというふうに私は改定したと思っているんです。

以前、河部委員もおっしゃっていたんですけども、そこをきっちりこの条例の中で明記しておかなくてもいいものなのかなというふうに、ちょっと疑問を持ったんですけども、教えていただけますでしょうか。

○北野秘書人事課長 委員おっしゃるとおり、今回の条例というところは、深夜勤務及び時間外勤務の制限ということで、職員から申請があれば、その申請に基づいて制限をすると、それが3歳に満たない子というのが、小学校の始期までということです。

まず、条例においては、時間外の制限というものを記載されているので、改正を行ったところで。

あと、委員おっしゃるように、介護の休暇というところ、この国で言うこの看護休暇というところなんですけれども、この分については、泉南市の場合は、規則のほうで明記していますので、規則改正というところで、改正のほうを今作業にあっているところです。

当然、その中で小学校の始期までというのが、3年生までに変わっているという内容のものもございますので、委員おっしゃる部分については、規則のほうで明記されている部分を改正するというところで、調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○工藤智恵子委員 規則にあるというところで、条例になくてもちゃんと小学校3年生のお子さんを持っている人たちは、遠慮なくというか、看護休暇を取れるというふうに、規則であればもう大丈夫と認識していいんですか。

○北野秘書人事課長 条例のほうで、規則に明記しているということで記載しておりますので、当然職員にも当然その規則に基づいて周知文というの

をつくりまして、職員にもちゃんと周知するようにはして考えておりますので、当然、職員のほうもきちんと取れるような体制は取っておりますので。

○古谷公俊委員長 ほかはないですね。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○古谷公俊委員長 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はございませんか。

○河部 優委員 議案第9号ですけれども、特別職の職員の給与が、現在副市長及び教育長の給与月額に関わる減額期間を、市長の減額期間の終了までという、いわゆる任期満了までに合わせて改定されるんですけども、これについては、やはりちょっと疑問が残るところであります。

副市長は、現在おられて、当然事前のお話の中で、今回の減額期間を来年5月21日までにやりますよという合意の中で、一定この条例改定が行われると思うんです。

教育長については、この3月末をもって一定交代をされるということも、もう既に決まっておりますので、この4月以降の減額分については、言えば教育長が不在の中で、この議案を審議しなければいけない、決定していかなければいけないということになっております。

その辺についてはどうなのかなというふうに思うわけですが、その辺についてまずは1つ確認をしたいなと思います。

○川端行政経営部長兼成長戦略室参与 議員御心配のところはよく理解をしております。ただ、教育長人事につきましては、その辺も含めた中での教育長の人事ということになりますので、そこは御理解いただいた教育長が、次の議案として上がる

というふうにご考慮しておりますので、よろしくご願
いいたします。

○河部 優委員 いわゆる踏み絵を踏ますというこ
とでよろしいんですね。そういう言い方をすると
いうことであれば。

これは私は、市長の任期満了に合わせていると
いうことであれば、市長はやっぱりしっかりと、
こういう意図でやっぱり今回の条例を提案してい
るというふうには、私はお答えいただきたいなと
いうふうにご思っております。

そして、特別職についてはこの間、人勤によっ
て様々な部分で改定をされて、一定のペースアッ
プも含めて改定をされるということが他市では出
ておりますけれども、泉南市ではこの間、特別職
についても人勤に出されていても、やっぱりそれ
が議案として出てこないという状況が続いている
わけです。

やっぱりしっかりと働いてもらおうと思ったら、
そういうことも含めて、何ぼ特別職であって、そ
れぞれ生活があったりとか、やっぱりその給料に
還元されるということで、またモチベーションも
私は上がると思いますので、またそれがそれなり
の人材もしっかりとそこに着任していただくとい
うことになると思います。

そういう意味でいけば、今回改めて減額が引き
延ばされるというのは、どうなのかなというふう
には思うわけですが、改めて御見解をお聞
きしたいと思います。

○川端行政経営部長兼成長戦略室参与 議員おっし
ゃられている部分もよく分かります。ただ、泉南
市の中期財政計画でも、その他でお示しをしてお
りますとおり、なかなか財政状況も、よくなりま
したというところまではいかない部分もございま
す。

そういうところもありまして、やはり市民の生
活が、またこの物価高騰の中で厳しい状況が続い
ている上の部分でもあるというふうにも考えてい
ただいているのかなというふうにご思っておりますので、
人勤を尊重していただくのは、職員は全て人勤の
部分は措置をしていただいているんですけども、
特別職の部分につきましては、そういう今の財政
状況も鑑みて、お考えになられているのかなとい

うふうにご思っておりますので、御理解をよろしくご願
いいたします。

○山本市長 この議案を上程するに当たりましたも、
当然強制というわけではなくて、意見交換、相談
もさせていただく中で、この議案を出すに至りま
した。主なものごいたしましたは、今までやって
きたものを継続するかどうかというところでは。

これまでも都度カットを延長する場合等は、議
会でも議論があったところだご思います。泉南市
にしましては、やはり就任をして確かに財政の
早期健全化宣言というところは解除をしたわけ
ですけれども、それはあくまでいわゆる普通建設費
とかが増大していく中で、なかなか宣言があると、
非常に足かせになるというところでは。

要は、ダイナミックな投資のときには必要とす
るであろうということご解除しましたけれども、
ただ一方で、物価高騰とか、社会情勢によって財
政状況というのは、非常に今厳しい状況にありま
す。

そんな中で、いわゆる泉南市には財政の健全化
に関する、健全な財政運営に関する条例がありま
して、そこに財政を見ていく上での指標というも
のがあります。この指標をずっと見極めていく中
で、他市と比較しても、いわゆる低い、他市比較
でも低いというのは、総体的にかなり多い状況
であります。

いずれにしましても、そういう状況の中では、
なかなかこれを元に戻すというのは、難しいとい
う判断に至った。それで御協力をいただいて、今
回議案を出させていただいた、そういう流れに
なっております。

ちなみに、41団体のうちで副市長、教育長の減
額をされている自治体は21団体というのが、令和
6年4月1日の時点での情報でございますので、
そちらも添えて答弁とさせていただきます。

○河部 優委員 市長から御答弁いただきましてあ
りがとうございます。

やはり私は、副市長は今も在籍されております
ので、十分理解をされた上でこの議案提出されて
いるんだろうご思いますけれども、やはり教育長
につきましては、4月以降、まだどなたが就任さ
れるとかいうことも、その議案自体もまだ出てき

ていない中で、この議案について、やはりこの議案が出されてくることについては、疑問が残ります。

出すのであれば、教育長の人事案件が可決した後に、この議案が出てくるのであれば、当然その教育長もしっかりとそれを踏まえた上で着任をされるんだろうなというふうに思うわけですがけれども、ちょっとこのタイミングといいますが、この辺については、やはり疑問が残ります。

そして、当然減額ですので、4月以降からの減額でありますので、この令和7年度予算には、この減額された予算が盛り込まれているのか、あるいは現在この4月以降は、満額の予算を含んだ上で今予算を提案されているのか、これはどちらなんでしょうか。

○北野秘書人事課長 予算につきましては、減額というのが一旦終了した形で、予算としての計上はしております。

以上でございます。

○大森和夫委員 この条例をどう評価しているかというのは、本当に悩むんですね。財政状況を勘案してということの意味も抽象的で分かりにくいけれども、市長の説明を聞くと、やっぱり財政難の下でということもある、市民のことも考えてということだと思し、もう下げたものを上げるというのが、やりにくいというのももちろんよく分かります。

ただ、これを下げたからというて、その分、例えば学校給食の無償化ができましたとか、それから、さわやかバスも増やすことができましたとかいうことにもつながるようなものでもありませんし、やっぱり市民らはもう仕事ぶりを見ているので、僕らも議員の給与引下げなんかのときとか、言われたのは、市長の退職金のときもそうやったけれども、きっちり仕事してくれはったら、もうもらったらいいのになというのがありますので、そういう声も聞いたりすると、ますます判断に迷うんです。

前、たしか市長は、身を削る改革、維新のそういう方針もあってというようなことをおっしゃったと思うんですけども、どこでしたかね。もしくは、そうであれば、副市長や教育長は、維新の

そういうことには関係ないので、引き下げるといのは、どうなのか。

もちろんそういう提案をされたら、副市長も教育長も下げてくださいというふうに言うけれども、やっぱりもう今の河部委員の話も聞いても思うけれども、副市長、教育長も下げる必要があるのかなど。お付き合いしてもらった必要があるのかなどというふうに思うんです。それが1つです。

それから、市民の中では、今も言うたように仕事さえきっちりしてもらったら、下げる必要はないという声があるということについてどう思うのかということが2つ目の質問です。

それと、市長はどうなんですか、どういうふうに市長の給料というのは、適正な金額というのはどういう基準で考えたらええというふうに思っておられるんですかね。

僕ら議員なんかで思うと、やっぱり人口規模に応じて、その段階的になっているのが一般的かなと思うんです。だからそれに合うようにしてほしいというふうな希望は持っているんですけども、市長の考え方としては、適正な金額、金額は難しいですよ。もう85万円がええんか、84万円がええんかということは難しいんやけれども、大体どんな基準で、市長の給料というのは決めるべきやというふうに考えておられるんですか。ちょっとその辺のところについてお答えください。

○川端行政経営部長兼成長戦略室参与 議員御質問の市長の削減に副市長、教育長が付き合うのかというお話ですが、その部分につきましては、やはり先ほども市長が、河部委員の質問にもお答えしていましたとおり、やっぱりいろいろとお話をされた上で、副市長も教育長も、その御納得をされている部分があるというふうにも感じております。

また、給与の適正な部分につきましては、やっぱりその審議会がありますので、そこに諮って、一定その給与というのは決められていくのかなというふうにも考えておりますので、そこは適正な時期に、また市長のほうから諮問されて、その審議会で諮られるのかなというふうには考えております。

だから、それで適正な給料を出していただくと

いうことになるというふうに考えております。

以上です。

○山本市長 就任後すぐに市長の給与カットに関する条例を提案させていただいたときの質疑の答弁で、身を切る改革というので、別にやっているというふうな解釈はしていません。

あくまで、やっぱり財政状況というのはありますけれども、自分は当然マニフェストとかも含めて、様々な政策を前に進めていきたいと、そういう思いを、いわゆる覚悟というふうな言葉にして出させていただいて、可決していただいたという経緯がございます。

そういう、いわゆる政党が言うような身を切る改革とか、そういうものではなく、個人としてそういう思いがあってやっているというところ です。

市長のこのカットの考え方と、いわゆる副市長、教育長のところでは、また少し切り分けて、当然議会とも違いますから、切り分けて相談をさせていただいて、その上で今回、この議案の提出に至っているところでございます。（「適正な金額はどんなふう考えているのか」の声あり）

適正な金額に関しましては、先ほどの部長から答弁があったとおりでございます。ただ、いわゆる首長の報酬、給与に関しましては、都道府県によってもかなり色が違いますし、一概に人口規模に応じて金額が推移しているというわけでもありませんので、その市町の歴史とか、市町の議論の進捗に応じて決められてきたものかなというふうに思っております。

まさに、じゃ泉南市のいわゆる首長の本則を触るという話になれば、それはまた当然住民の皆さんとか、そういったしかるべきところに諮って、検討がなされていくべきものかなというふうに思っています。

○北野秘書人事課長 先ほどのカットの予算のところなんですけれども、三役とも、すみません、カットをした、カットを見込んだ上での予算を計上させていただいております。訂正させていただきます。申し訳ございません。（「委員長、すみません」の声あり）

○河部 優委員 討論、採決に入る前にちょっとだけ休憩入れてもらえませんか。（「俺もそう思う」

の声あり）

○古谷公俊委員長 では、暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

午前11時57分 再開

○古谷公俊委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議の途中なんですけれども、ちょっと調整のほうが時間かかっておりまして、昼からでということの申入れのほうも来ましたので、ちょっとそこは中立というか、ちょっと話し合っただけで決めていただければと思いますので、1時半の開催でということ御協力願えますか。

ちょっと長い時間お待たせまして申し訳ございません。

それでは、暫時休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 再開

○古谷公俊委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議に先立ち、本日3月11日は、東日本大震災から14年目となります。本委員会としましても、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げるとともに、犠牲になられた方々に哀悼の意を表すため、震災が発生しました午後2時46分に庁内放送が入りますので、会議が続いている場合には、その前後に休憩を取りたいと思いますので、委員におかれましては、各自で黙禱の御協力のほうをよろしくお願い申し上げます。

続いて、議案第9号の質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。ないですね。———質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○河部 優委員 議案第9号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

午前中の質疑を行う中で、何点か疑問に感じるところがございました。

1つは、教育長の任期はこの3月末をもって一定終わられます。新たな教育長がまだ選任をされていらない中で、この4月以降、来年の市長の任期までの減額を議案として提案されることについて

は、やはり私は本人の承諾がない上でのこの議案というのは、1つおかしいのではないかというふうに感じております。

そしてもう1つ、やり取りの中で、その内容についても、既に今回提案を予定している教育長の人事に当たっては、そのようなことも含めて承諾した上で就任をしていただくというようなやり取りもあったかと思えますけれども、それについても、やはり減額を前提にして教育長を選任していくということについてはどうなのかと、そういう、教育行政もまだまだ多くの課題を抱えている中で、就任される教育長ですから、本当にそれでいいのかという疑問も覚えます。

それともう1つは、今回の減額に当たっての部分について、予定をしております令和7年度予算については、その減額された予算で一定議会のほうにお示しをされているということでありました。

それは、一定問題のない行為ではあるにしても、やはり賛成ありきで、そうしたものを議会に提案をされるというのは、この議案の審議に当たっても、非常にやっぱり問題があるというか、審議として苦慮しなければいけないというような状況も生まれるのではないかというふうに思います。

そのような幾つかの疑問点がある中で、今回の条例の改定については、賛成をできないという立場で反対をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○大森和夫委員 反対の立場で討論いたします。

市長は20%の削減ということで、生活にも関わってくる中で、こういう引下げというのは、それなりのお考えがあるということには思いますが、やっぱり一回一回よく議論して考えるべき大事なことだというふうに思いました。

でも、今回の件で言うと、これは本当に最適なものなのかということでは、十分な説明がなかったように思います。

それとあと、やっぱり副市長、教育長に関しては、引き下げるのはどうかというふうに思います。疑問に思います。

教育長については、今、河部委員がおっしゃったように、この人事のとき、人事の代わるときで言えば、やっぱりこれは大きな問題だというふう

にも理解いたしまして、反対いたします。

以上です。

○古谷公俊委員長 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古谷公俊委員長 起立少数であります。よって議案第9号は、否決されました。

続いて、議案第10号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑ありませんか。

○大森和夫委員 改正の理由の1番の中で、配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会状況の変化や少子化対策に対応するためというふうに文書は続くんですけども、ちょっとここである中立的な制度に向かうという意味について教えてください。

それと、4番目の緊急対応等の深夜勤務実態に応じた処遇を確保するためというふうにあるんですけども、ここで言う緊急対応というのは、どんな対応等の深夜勤務というのはどういうことなんでしょうか。

選挙のときのことなどを言うてんのか、それかやっぱり緊急に来てくれというふうなことの連絡というのは結構、事故があったとか、それから台風とか、そういう場合のことを指しているのか、ちょっとその辺のところについて教えてほしいと思います。

それと、そういうことが年にどれぐらいあるのか、もしくは台風とかがあれば、そういうのが年々増えていると思いますけれども、そんな状況について教えてください。

それから、6番目の勤務表の改正についてちょっと、これを読んでもなかなか理解できないので、もう給料表、部長級においては号級を大きくくり化することで、昇格メリットを拡大するという事になっていると。ちょっと申し訳ない、理解できないので、ちょっとこの辺のところを説明してください。

○石谷行政経営部副参与 では、私のほうから、一

番最初にありました配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会の、社会状況の変化という改正内容に書かれている部分についてなんですけれども、今回令和6年度の人事院勧告の中で述べられていることなんです、女性の就業率の上昇ということで、女性の社会進出が進んでいる、共働き世帯が増加している、これにより配偶者手当などの制度が見直されてきているということです。

実際に、民間企業や公務の配偶者に係る手当の状況というのは、減少傾向が継続しておりまして、令和6年度の、これは国家公務員の給与等実態調査という全国的にやっている、基礎自治体もこの実態調査というのに該当しているんですけれども、その結果を見ると、配偶者に係る扶養手当を受給する職員の割合は25.3%ということで、平成28年の調査結果は39.6%というのがあって、そこから比較すると14.3ポイント減少している。

同時に、税制とか、社会保障制度の見直しということで、国としてもその就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除とか、配偶者特別控除の見直しとか、被用者の保険の適用拡大といった制度の見直しが行われてきているというのが、ここに書かれている中立的な制度に向かう社会状況の変化というような意味になっております。

○北野秘書人事課長 管理職特別勤務手当の改正というところで、深夜勤務というところで、本来でしたら0時から次の5時までというところであったんですが、10時からということで拡大しまして、内容としましては、言われるように災害です。災害というのが最近増えているというところと、あと選挙も含めてというところで対応する時間というのが、10時からというふうに拡大するという内容となっております。基本はもう、選挙と災害事務というところになっております。

あとは、給料表です。表の8級というところで見方がというところなんですけれども、議案書の79ページのところに、給料表というのを掲載させていただいています。

8級というところなんですけれども、上部に8級と書いていまして、縦に1号から順にずっと数字がありまして、9号まで、8級で部長級でした

ら1号から9号まであります。

これが現在でしたら、1号から45号まで数字がずらっと並んでいるんです。そこに給料というのが、月額は何らというのがあるんですけれども、そこが今回のように、9つの給料月額に集約されるという形と、集約した以降、集約も含めて、下4つ数字の9、8、7、6、5、下4つにつきましては、新たに今、金額が増加した内容となっております。

ですので、昇格した際に重なりがなくなるというんですか、今現在の部長級の給料というのは重なりがなくなって、昇格したときのメリットも、給与としても増額になるというような内容となっております。

あと、それ以降の3級、4級、5級というところにおきましても、同じように数字で言う号級です。号級が下に行くほど、数字が大きくなる分をはつりまして、その分、上のほうへ、小号級のほうへ数字を押し上げるような形にしていますので、皆さん、若い職員で昇格した際のメリットというのが大きくなるような形の給料表になっています。

○大森和夫委員 最初の中立的という、中立的な制度という、この言葉の解釈について、ちょっと教えてもらえますか。

それとあと、台風なんかが増えてきて、こういう出勤が増えてきているということではないでしょうか。

それと、台風なんかでどれぐらいのメンバーが来ているのか、その担当課とか、担当課の枠を超えて来るようなこととかあるのか、ちょっとその辺のところを教えてもらえますか。

○北野秘書人事課長 当然、災害が起こったときには、水防班という班がありますので、その日に当たっている班の職員が出てくるというのがあります。

当然、今回管理職の特別勤務手当なので、そういう管理職以外の方については、手当はないんですけれども、当然、管理職の方について、行政経営部であれば本部という形で出勤することにもなりますし、そういった形で職員としては、特に人数が増えているというわけじゃないんですけれども、当然災害に当たっていただく職員というのは、

災害に応じて出動していただく形は増えるんですけども、管理職とこの特別勤務手当というところに関しては、特に増額になるというようなことにはならないとは思っております。

○石谷行政経営部副参与 中立的なという意味合いということなんですけれども、先ほど申し上げたとおり、女性の社会進出が進んでいて、配偶者が共働きが増えている。先ほども申し上げたとおり。

ですので、夫婦のどちらか一方だけが働いて、どちらかが家庭を支えるとかというよりは、社会全般的に夫婦どちらも仕事を持って働いていくという、そういう働き方という意味だと認識しております。

以上です。

○古谷公俊委員長 ほかに。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○古谷公俊委員長 御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○大森和夫委員 協議会のときに質疑があって、これはJETということでもいいんですね。JET、一般的にはJETと言われている。

これで言うと、月収は書いてあるんですけども、契約は月単位の契約になるんですか、それとも年収で考えるのか、もうこの人の収入を考える場合に、月収で月4か月とか、5か月とか、ボーナスなんかはどうなるのかとか、その辺考えるんですけども、給料体系がどうなのか。

それと、全国一律にこの金額というのは決まっているんですか。月収だけ見ると、決して少ない金額じゃないかと思うんですけども、やっぱり専門職的な部分で、海外から来られているとか、いろんなことを考えて、高い設定になっているん

ですかね。

今どこと比べてと言われても困るんやけれども、そういうふうに見ていいんでしょうか、ちょっとその辺のところを教えてください。

○北野秘書人事課長 JET、そうですね、泉南市で言うJETプログラムという形になっています。

月収の考え方なんですけれども、泉南市で規則のほうで金額も記載してまして、来日されて1年目については33万5,000円、2年目で34万5,000円、3年目、4年目、5年目という形で、毎年月額として支給するようになっています。

規則のほうにも、1年目、33万5,000円、年額としては402万円、2年目についても34万5,000円の年額414万円という形で、一応月額と年額という形で記載をさせていただいています。

ですので、金額としては月額という形で支給はしています。

あと、この月額の設定なんですけれども、当然恐らく、私もちょっと詳しくは申し訳ないですけども、一応総務省、外務省というところからも通知が来てまして、金額においても、初年度については402万円程度、3年目について426万円程度、程度という形での通知が来ていますので、その年収を割り戻した形での設定となっています。

以上でございます。

○大森和夫委員 JETですかと確認したんですけども、反対に外国語指導助手等とあるんやけれども、ここに当てはまる方というのは、泉南市の場合、JETだけになるんですけども、ほかのそういう外国語指導助手等と言われるような仕事をされている方は、JET以外ではないんでしょうか。

○北野秘書人事課長 そうですね、外国語指導助手、国際交流員、またスポーツの国際交流員とか、そういうのも含めて外国語指導助手等という言い方、説明としては外国語指導助手等、内容としましては、外国語の指導助手で、国際交流員で、条例の中ではスポーツ国際交流員も含めた形となっています。

以上でございます。

○古谷公俊委員長 ほかに。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。
———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○古谷公俊委員長 御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議案第12号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑ありませんか。———質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。
———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○古谷公俊委員長 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議案第13号「泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。
———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○古谷公俊委員長 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号「泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑ありませんか。

○大森和夫委員 大腸菌なんていう言葉も、あまり最近聞くことはないのかなと思うんですけども、

ちょっと今どう言うんですか、こういう下水道に含まれている放流水の管理状況というのは、大腸菌が基準よりオーバーするようなことが近年というか、地域とか、この間あったのかとか、ほかのそういうきれいな水というか、問題あるような基準の数値というのは、どんな状況になっているのか、それをオーバーするようなことが最近起こったとかいうようなことは、あれば紹介してもらえますか。

○鶴戸下水道課長 対象施設というのは、水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場、事業所が対象となっておりますけれども、本市においては、そういった対象施設になるものはないというふうに聞いております。

以上です。

○古谷公俊委員長 以上で本件に対する質疑は終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。
———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○古谷公俊委員長 御異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号「泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○河部 優委員 少し質問させていただきます。

改めてになりますけれども、この消防団員の方の定年年齢は何歳なのかを教えてくださいと思います。

それと、今回勤続年数の区分が35年以上ということがプラスされるんですけども、現在、泉南市の消防団の団員をされている方で、ここに該当される方はどの程度おられるのか、何人ぐらいいるのか、分かりましたら教えてくださいと思います。

それと、今回、国の法令が変わって、泉南市のほうも条例改正を行うんですけども、このよう

に長い年数、35年以上ということで組み入れられてきたその背景というんですか、泉南市でも消防団の方も結構年数を重ねている方も増えてきているとは思いますが、その辺の背景が分かっているならば、どのような理由で、こういう法令が改正されてきたのか、教えていただきたいと思えます。

○小原危機管理課長 お答えします。

まず、泉南市でこちらに該当する方がおられるかということについてですけれども、この退職金の条例が可決されますと、対象となる方は5名おられますので、団長が1人、副団長が1人、分団長が2人、副分団長が1人で、各々10万円ずつなので計50万円ほど退職報奨金が上がることになるかと思えます。

背景といいますと、消防団も少し年齢が上がってきている部分もあると思えますので、その辺を見て、シニア層の活動を促進するために、このような法律が改正されていることだと思えます。

（「定年年齢は」の声あり）

定年年齢につきまして、ごめんなさい、今ちょっとここに資料がありませんので、調べてまた報告させていただきます。（「定年年齢が分かれないのかいや」の声あり）

○古谷公俊委員長 まあまあ、確認。

○大森和夫委員 ちょっと私も調べたところ、65歳とかと書いていたように思うんですけれども、いや、それで合っているのか、間違えているのか、ちょっとよう分からへんから聞かせてもらったんやけれども。

○小原危機管理課長 65歳やと思えます。65歳です。

○河部 優委員 そうですか。勝手にあれなんで。

○川端行政経営部長兼成長戦略室参与 団長は70歳やったと思えます。その他の団員としては65歳になると思えます。（「正確に答弁してもらわんと困るな」の声あり）

○山本市長 思えますという答弁ですので、確定した情報を調べた上で、しっかり共有させていただきます。申し訳ございません。

○河部 優委員 ちょっと自分でネットで調べた段階の話ですけれども、これまで60歳の定年年齢が、この間の高齢化というか、その団員さんがなかなか

か若手が入ってこない中で、どんどん上のほうが目詰まってきたり65歳になってきたというふうな、この間の法改正も含めてなっていたように思うんですけれども。

65歳であれば、当然先ほどちょっと答弁のあった団長なんかは70歳ということで、現在、泉南市の消防団の団長をされている方も、もうそろそろその辺の年齢に達する方がされているのかなと思えます。

たしか消防団長と副団長と分団長のこの3名については、定年年齢は一定設定をされているけれども、市長の一定裁量の中で、もう1年やっってくださいよとか、一応市長の判断があれば、続けることが可能やというふうな解釈も、そういう中身にもなっていたのかなと思うんですけれども、その辺、ちょっと分かっているならば教えてほしいなとか、今、泉南市の消防団も、団長、副団長も入れて、かなりもうこのぎりぎりの年齢層に達しているのかなと思えますので、ちょっと確認をしておきたいと思えます。

○小原危機管理課長 定年年齢と、それから市長による特例措置等については、調べてまた回答させていただきます。申し訳ありません。

○堀口和弘委員 消防団の定年、令和3年の何委員会かな、多分予算審査特別委員会だったと思うんですけれども、団員の方は65歳、副団長は70歳、団長については定年なしという答弁があるので、恐らくそれなんだろうなというふうに思うんですが、それはまた調べていただけたらなというふうに思えます。

今、消防団の充足数について分かれば教えていただけたらと思えます。

○小原危機管理課長 消防団の定員は173名、現在170名おります。

以上です。

○堀口和弘委員 結構です。

○川端行政経営部長兼成長戦略室参与 今、堀口議員がおっしゃられたとおりでございます。泉南市の消防団組織等に関する規則で、定年につきましては、消防団員の定年は、年齢が65歳、ただし副団長については年齢が70歳とし、団長についてはこの限りではないとされています。

団員が定年に達したときは、定年に達した日以後におけるその年の3月31日に退職すると。ただし、翌年度に引き続き副団長が、団長または分団長が副団長に昇格した場合は、この限りではないという形になっております。すみません、報告します。

○古谷公俊委員長 副団長が団長に昇格した。

○川端行政経営部長兼成長戦略室参与 すみません、分団長が副団長に昇格した場合です。

○古谷公俊委員長 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○古谷公俊委員長 御異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案第40号「泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○古谷公俊委員長 御異議なしと認めます。よって議案第40号は、原案のとおり可決されました。

以上で本常任委員会に付託されました議案の審査は終わります。

次に、本委員会の閉会中の継続調査の申出についてお諮りいたします。

お諮りいたします。本委員会の所管事項につきましては、調査研究のため、引き続き閉会中の継続調査の申出を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○古谷公俊委員長 御異議なしと認めます。よって議長に対し、閉会中の継続調査の申出を行うことに決定いたしました。

なお、閉会中において調査を行う事件については、委員長に一任していただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、本日予定しておりました議案審査につきましては、全て終了いたしました。委員各位におかれましては、長時間にわたり慎重なる審査をいただきまして誠にありがとうございました。

なお、本会議における委員長の報告については私に一任していただきますようよろしくお願い申し上げます。

これもちまして総務産業常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

午後2時1分 閉会

(了)

委員長署名

総務産業常任委員会委員長

古 谷 公 俊